

エジプト特許庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 EG. I

略語のリスト

国内官庁： エジプト特許庁

Law： 知的所有権保護に関する2002年エジプト法第82号

Regulations： 知的所有権保護に関する2002年法律第82号施行規則

指定（又は選択）官庁 EG	エジプト特許庁	概要 EG
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	<ul style="list-style-type: none"> － 個人及び研究機関 …………… EGP 800 － 従業員10人以下の企業 …………… EGP 1,000 － 従業員10人を超える企業 …… EGP 1,500 	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	アラビア語	
要求される翻訳文 ¹	<p>PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約</p> <p>PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）</p>	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない	
国内手数料	通貨：エジプト・ポンド (EGP) 特許： 出願手数料 ¹ … EGP 150 0 ² 2年目の年金 … EGP 20 2 ² 10 ³ 3年目の年金 … EGP 40 4 ² 20 ³ 審査手数料 ¹ … EGP 17,000 0 ² 実用新案： 出願手数料 ¹ … EGP 100 0 ² 2年目の年金 … EGP 20 2 ² 10 ³ 3年目の年金 … EGP 40 4 ² 20 ³	
国内手数料の免除、減額又は払戻し	上述した「国内手数料」に国内手数料の減額が記載されている	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 学生が出願する場合に適用される。
- 3 個人が出願する場合に適用される。

EG	エジプト特許庁 (続き)	EG
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	<p>発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及び住所⁵</p> <p>国際出願の翻訳文3通⁶</p> <p>国際出願日の後に出願人の名称又は名義変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類</p> <p>国際出願日の後に出願人が変更された場合には、国際出願の譲渡証</p> <p>出願人がエジプトに居住していない場合には、代理人の選任</p>	
誰が代理人として行為できるか?	国内官庁に登録されている弁理士又は特許代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基く期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から2か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

6 国内官庁の通知の日から6か月以内に提出しなければならない。